

平成29年度

簡易型総合評価落札方式における技術評価項目の
改正について【一般土木】

平成29年度に札幌建設管理部で実施する簡易型総合評価落札方式における
技術評価項目を以下のとおり改正する

【平成29年度改正概要】

- 地域の守り手確保
 - ④ その他
 - ・ 災害アドバイザー制度に登録した技術者等の雇用

※但し、○担い手育成・確保については、
技術者の追加配置を評価対象外とする特例措置については、当面の間
継続する。

- 実施日：平成29年4月1日以後において行われる公告に係る契約から適
用。

平成29年度 施工計画審査タイプ、施工実績審査タイプ評価項目【札幌建設管理部】

技術評価項目	評価基準	施工計画審査タイプI型		施工計画審査タイプI型(専門工事タイプ)		施工計画審査タイプI型【施工実績重視型：試行】		施工計画審査タイプII型		施工実績審査タイプ												
		配点	小計	配点	適用	配点	小計	配点	小計	配点	小計											
簡易な施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	配点=評価項目数÷評価対象項目数×5.00点		5.00		配点は左記のとおり		5.00		5.00		-										
	②品質管理に係わる技術的所見	配点=評価項目数÷評価対象項目数×5.00点		5.00	15.00		○	5.00	15.00	5.00	10.00											
	③施工上の対処すべき技術的所見	配点=評価項目数÷評価対象項目数×5.00点		5.00				5.00		5.00	2項目指定											
企業の施工能力	工事施行成績	北海道発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点		ランク		配点は左記のとおり	○	8.00	一位満点方式	7.50	10.00	7.50	10.00									
		93点< 平均点	7.50																			
		91点< 平均点 ≤93点	7.00																			
		89点< 平均点 ≤91点	6.50																			
		87点< 平均点 ≤89点	6.00																			
		85点< 平均点 ≤87点	5.50																			
		83点< 平均点 ≤85点	5.00																			
		81点< 平均点 ≤83点	4.50																			
	79点< 平均点 ≤81点	4.00																				
	77点< 平均点 ≤79点	3.50																				
平均点 ≤77点	3.00																					
北海道建設部工事等優秀者表彰	過去1~3年間に表彰あり(各建設管理部で年1回適用) ※道建設部工事等優秀者表彰、道新技術・新製品開発賞、道チャレンジ企業表彰		0.50	0.50		○	0.50		0.50	0.50												
ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外		0.50	0.50		○	0.50		0.50	0.50												
地域精通度(施工実績)	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績(別表1)		1.50						1.50	1.50												
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木(建設機械)施工管理技士		1.00	1.00	配点は左記のとおり	○	1.00	1.00	2.00	2.00	1.00	2.00									
		一級土木(建設機械)施工管理技士		0.75																		
		二級土木(建設機械)施工管理技士(有資格期間10年以上)		0.50																		
		二級土木(建設機械)施工管理技士(有資格期間5年以上)		0.25																		
		上記以外		0.00																		
	主任(監理)技術者の継続教育	CPDの証明あり(推奨単位以上取得) なし		0.50	0.50		○	0.50		0.50	0.50											
主任(監理)技術者の建設管理部優良現場代理人表彰	過去1~3年間に表彰あり なし		0.50	0.50		○	0.50		0.50	0.50												
担い手の育成・確保	技術者の追加配置	一級土木(建設機械)施工管理技士又は二級土木(建設機械)施工管理技士の追加配置あり(別表3)		0.50	0.50	配点は左記のとおり	○	0.50	0.50	3.00	2.50	0.50	2.50									
		なし		0.00																		
	技術職員の育成・確保	①又は②の大きい方	①若年技術職員の育成・確保	・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、かつ、新規技術者(35歳未満)が1%以上	0.50									0.50	○	0.50	0.50	0.50	3.00	2.50	0.50	2.50
				・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は、新規技術者(35歳未満)が1%以上	0.25																	
				・上記該当なし	0.00																	
			②技術職員総数の確保	・技術職員の総数が、同数以上(直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較)	0.50																	
	・技術者等の総数が、減少(直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較)	0.00																				
	新規の雇用	①新規の雇用あり(各建設管理部で年1回適用)(別表4) なし		0.50	0.50										○	0.50		0.50	2.00	0.50	2.00	
	地域での選択項目	項目数は2項目以上、配点に応じて適宜設定		1.50														1.50	1.50			
		労働環境改善	雇用環境への取組	雇用環境への取組あり(①建設雇用優良事業所表彰 ②通年雇用)(別表5) なし										0.50		○	0.50		0.25	0.25		
仕事と家庭の両立支援の取組			あったかファミリー応援企業制度の登録あり(別表5) 次世代育成支援推進法の一般事業主行動計画の策定あり なし		0.50		○	0.25		0.25	0.15											
地域技能士の活用		計画あり(別表5) なし		0.50			○	0.50		0.50	0.50											
		なし		0.00			▲	0.00		0.00	0.00											
地域独自設定項目		各発注機関が独自に設定できる項目とする		-			-		-	-	-											
地域の守り手確保		地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所(別表2) ★適用4区分 1:建管内 2:振興局内 3:出張所管内 4:市町村管内		1.00					1.00	1.00										
	災害時の協力等			災害協定あり なし	0.25	0.25		▲	0.25		0.25	0.25										
	地域経済への波及	地域での選択項目	項目数は、2項目以上、配点に応じて適宜設定		2.75					2.75	2.25	1.25	1.25									
			緊急時の応急措置の実績	過去5年間に実績あり なし		-					-	-	-	-								
				公共施設の維持管理の実績	過去5年間に実績あり ※施工計画審査タイプIは適用除外 なし		-					-	-	-	-							
			地域企業の活用		適用1 地域内企業の活用比率	20%以上(別表6)	1.50	3.00	配点は左記のとおり	▲	1.25	2.50	0.50	2.50	0.50							
	10%以上20%未満	0.75		0.65		0.25																
	10%未満	0.00		0.00		0.00																
	※地域の実情に応じて、適用1.2を選択	適用2 地域内企業の活用計画	あり	-							-	-										
			なし	-							-	-										
地域人材の活用	計画あり なし		-			▲	-			-	-											
	多様な雇用への貢献		いずれかに該当有り(①障がい者の就労支援 ②協力雇用主制度 ③新分野進出優良建設企業表彰)(別表7)	0.25			○	0.25			0.25	0.25										
地域社会貢献	環境対策の認定制度等	なし		0.00			○	0.00			0.00	0.00										
		登録又は認証あり(別表7) なし		0.50	0.00		○	0.50			-	-										
その他	地域独自設定項目	地域貢献活動(道内)(別表7)		0.40						0.20	-	-										
		なし		0.00					0.00	-	-											
		災害アドバイザー制度に登録した技術者等を雇用している企業(別表7)		0.10					0.05	-	-											
		なし		0.00					0.00	-	-											
		長寿命化指定工事の受注実績あり(別表7) なし		-					-	0.50	0.50											
なし		-					-	0.00	0.00													
地域建設業経営環境評価	評価比率<0.25		3.00																			
	0.25≤評価比率<0.50		2.40																			
	0.50≤評価比率<0.75		1.80																			
	0.75≤評価比率<1.00		1.20																			
	1.00≤評価比率<1.25		0.60																			
	1.25≤評価比率		0.00																			
計(満点)				31.50				31.50		30.00		20.00										
減点項目				31.00		採用項目の合計		31.00		29.50		19.50										
評価基準								配点														
過去6ヶ月の措置による減点								-1.00														
重要な瑕疵に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり								-1.00														
総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり								-1.00														

※札幌建設管理部では、担い手の育成・確保、地域の守り手確保の地域独自設定項目は、上表のとおりとするが、当面の間は技術者の追加配置を評価の対象外とする特例措置は継続する。
 ※専門工事タイプの標準評価項目については、工事内容に応じて施工計画審査タイプ又は施工実績審査タイプの標準評価項目を準用する。
 札幌建設管理部の適用は、施工計画審査タイプI型のうち、鋼橋の架設、ホステンPC橋、法面処理、杭基礎(ニューマチックケーソン等)等の専門性の高い工事については、工事の種類・規模や地域の実情等に応じて、適宜、評価項目を設定することとし、各工事毎の公告において、「▲」の評価項目の配点等を明示したうえで実施する。
 ※札幌建設管理部における共同企業体の取扱い、各構成員の評価点の平均点とする。(技術評価項目のうち「北海道建設部工事等優秀者表彰」「新規の雇用」「長寿命化指定工事」等は除く)

別表 1

技術評価項目		評価基準		配点	適用	
地域精通度	過去15年間の工事箇所と同じ地区での施工実績	適用1	工事箇所が存する札幌建設管理部管内	1.50		
			上記に隣接する建設管理部管内	1.00		
			道内	0.50		
			なし	0.00		
		適用2	工事箇所が存する振興局（石狩or空知）管内	1.50		○タイプ ・専門工事 ・II型 実績 ○地域要件 ・道内
			工事箇所が存する札幌建設管理部管内	1.00		
			道内	0.50		
			なし	0.00		
		適用3	工事箇所が存する札幌建設管理部出張所管内	1.50		○タイプ ・II型、 実績 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市 の場合を除く)
			工事箇所が存する振興局（石狩or空知）管内	1.00		
			工事箇所が存する札幌建設管理部管内	0.50		
			なし	0.00		
		適用4	工事箇所が存する市町村	1.50		○タイプ ・II型 実績 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市)
			工事箇所が存する振興局（石狩）管内	1.00		
			工事箇所が存する札幌建設管理部管内	0.50		
			なし	0.00		

※ 事業課は札幌市内の会社数が特に多く、これら市内の会社の受注機会を確保するため、札幌市内の工事は札幌市内の施工実績を満点（1.5）とする評価基準とした。

別表 2

技術評価項目		評価基準		配点	適用	
地域貢献度	主たる営業所の所在地	適用1	工事箇所が存する札幌建設管理部管内	1.00		
			上記に隣接する建設管理部管内	0.50		
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00		
		適用2	工事箇所が存する振興局（石狩or空知）管内	1.00		○タイプ ・専門工事 ・II型 実績 ○地域要件 ・道内
			工事箇所が存する札幌建設管理部管内	0.50		
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内（道内）	0.00		
		適用3	工事箇所が存する札幌建設管理部出張所管内	1.00		○タイプ ・II型 実績 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市 の場合を除く)
			工事箇所が存する振興局（石狩or空知）管内	0.50		
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内（札幌建設管理部）	0.00		
		適用4	工事箇所が存する市町村	1.00		○タイプ ・II型 実績 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市)
			工事箇所が存する振興局（石狩）管内	0.50		
			工事箇所が存する札幌建設管理部管内	0.00		

※ 事業課は札幌市内の会社数が特に多く、これら市内の会社の受注機会を確保するため、札幌市内の工事は札幌市内の営業所所在を満点（1.0）とする評価基準とした。

別表 3

留意事項等	
技術者の追加配置	<p>【評価対象】</p> <p>・技術、技能の承継を図るため一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の資格を有する者を、当該工事の主任（監理）技術者に加えて配置した場合に評価する。</p>
	<p>【評価基準】</p> <p>・求める資格の種類は、一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。</p> <p>（ガイドライン P67 様式-5）</p>
	<p>【その他】</p> <p>(ア) 配置予定技術者の専任配置及び兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、建設業法上専任を必要とする場合及び兼任配置が認められる場合の扱いと同様とする。</p> <p>(イ) 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、追加技術者を特定できない場合は、複数の候補者により提出することができる。</p>

※当面の間は技術者の追加配置を評価の対象外とする特例措置は継続する。

別表 4

留意事項等	
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <p>・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</p> <p>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を（卒業年度を含む4ヶ年度以内）雇用した企業。</p> <p>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</p> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月1日時点で3ヶ月以上の雇用関係にあり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）と継続雇用している企業を評価する。 年齢制限は設けない。
	<p>【評価期間】</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（平成29年度の場合、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの期間）</p>
	<p>【評価基準】</p> <p>(ア) 札幌建設管理部において年1回の落札まで、申請ができる。</p> <p>(イ) ガイドライン III-3-2-2（2）工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ 評価基準（イ）（エ）（オ）」と同様の扱いとする（P24(2)ウ参照）</p>

別表 5

技術評価項目	留意事項等
雇用環境への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ・道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用優良事業所表彰を過去3年間に受けた企業。 ・平成29・30年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。 (平成29年度の場合、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間に受賞した表彰とする)
仕事と家庭の両立支援の取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ・平成29・30年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「仕事と家庭の両立支援」の審査において、「北海道あったかファミリー応援企業」として評価された企業。 ・平成29・30年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「仕事と家庭の両立支援」の審査において、次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」として評価された企業。
地域の技能士等の活用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該建設管理部が設定した地域内に居住する技能士・基幹技能者を1名以上活用する計画を評価対象とする。 ・評価対象とする職種は、発注者において特に指定はしないが、入札参加者が計画した職種が、当該工事の作業内容に応じた職種に該当しているものを評価対象とする。 <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事施工中に、監督員が段階確認などの立会時に合わせて、申請している技能士の本人確認及び作業状況を確認することを原則とし、その確認状況を受注者が写真撮影し、施工計画書に添付するものとする。ただし立会時に申請している技能士が作業していないなど監督員による作業状況等の「確認が困難な場合は、受注者が技能士の本人確認及び作業状況を写真撮影し、施工計画書に添付することにより、確認することができる。

別表 6

技術評価項目	留意事項等
地域企業の活用	<p>適用1：地域内企業の活用比率</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合（活用比率）を評価対象とする。 ・ 地域内企業とは、当該建設管理部が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企業とする。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加者から提出される「地域内企業活用比率」（様式-7-2）により評価する。 ・ 「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。 $\text{地域内企業活用比率(\%)} = \left\{ \frac{(\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}} \right\} \times 100$ <p>(小数点以下切り捨て)</p> <p> 自社施工額 : 請負費のうち一次下請施工額以外の金額（税込） 一次下請施工額 : 元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込） 請負額 : 入札金額（税込） </p> <p>注） 元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定する地域は、地域の実情、工事の性格等に応じて、各建設管理部において設定する。 ・ 「主たる営業所」は、ガイドラインⅢ-3-2-5（1）主たる営業所の所在地標準評価項目のアと同様の扱いとする。（ガイドラインP28（1）ア参照） <p>【履行確認】</p> <p>履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。 ② 自社施工額は、最終契約額（税込）から、一次下請施工額（総額）を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【評価基準】注）と同様の扱いとする。

別表 7

技術評価項目	留意事項等
多様な雇用への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。 平成29・30年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業。 保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。 新分野進出優良建設企業表彰を過去に受けた企業のうち、継続して新分野の事業を実施している企業。(平成29・30年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「新分野進出」の審査において評価された企業。)
環境対策の認定制度等	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。 評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、エコアクション21(EA21)とする。 認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。
地域貢献活動	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域貢献活動は、「地域イベントの企画と実施及び参加、除雪ボランティア、地域の美化活動など」を対象とする。 過去に下記 評価期間の活動に関する北海道、市町村及び学校等からの表彰・感謝状を受けていること又は実施内容が確認できることとする。(表彰・感謝状・実績内容については継続が確認出来れば過去3年間にこだわらない) 寄付・寄贈は評価対象外とする。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の道内での実績を対象とする。
その他 (地域の守り手の確保)	<p>災害アドバイザー制度への登録等</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害アドバイザー制度へ登録した技術者等を雇用している企業。
(指定工事の受注実績)	<p>長寿命化指定工事の受注実績</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌建設管理部が指定する長寿命化工事の受注実績を評価対象とする。 長寿命化指定工事とは、工事内容が長寿命化に資する工事で、発注者が入札公告時等に指定する。(橋梁、トンネル、樋門・樋管等における施設の補修等) <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長寿命化指定工事の受注実績は、平成28年度に契約を締結したものを対象とする。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌建設管理部において、長寿命化指定工事1契約につき、1回の落札まで申請ができる。 ガイドラインⅢ-3-2-2(2)工事等優秀業者表彰標準評価項目の「ウ 評価基準(イ)(オ)」と同様の扱いとする(ガイドラインP24(2)ウ参照) その他の事項については、「札幌建設管理部総合評価方式の運用」を参照

札幌建設管理部 平成29年度総合評価落札方式の運用について

1. 長寿命化指定工事における共同企業体の取扱いについて

○ 長寿命化指定工事を「共同企業体」が受注した場合の「申請」について

- 指定工事を受注した「共同企業体」と同一構成員の「共同企業体」のみが「申請」可能であり、構成員「単体」での「申請」はできない。

○ 長寿命化指定工事を「単体」で受注した場合の「申請」について

- 指定工事を単体で受注した企業が、「共同企業体」で「申請」する場合は、構成員のいずれか1社に実績があれば「申請」できる。
- 複数の構成員に受注実績がある場合は、いずれか1社の受注実績のみを「申請」の対象とする。

【例】

